

始奉安神器於
正殿

摸造鏡劍爲神
器

照大神の御こゝろをうけて、わが國の道をひろめふかくしたまふなるべし、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、中妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、中天富命率諸齋

部、捧持天璽鏡、劍奉安正殿、並懸瓊玉、陳其幣物、殿祭祝詞、

〔古語拾遺〕至于磯城瑞垣朝、神漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏、率石凝姥神裔、天目一箇、神奇二

氏、更鑄鏡、造劍、以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻、神璽之鏡劍也、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉

遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉、

〔日本書紀五〕五年、國內多疾疫、民有死亡者、且大半矣、六年、百姓流離、或有背叛其勢、難以德治之、

是以晨興夕惕、請罪神祇、先是天照大神、實鏡、即和大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住

不安、故以天照大神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯城神籬、亦以日本大國魂神託淳名城入姬

命、祭、

○按ズルニ、日本書紀ニ寶鏡遷座ノ文アリテ、寶劍遷座ノ文無シ、上ニ掲グル所ノ古語拾遺ニ

據テ、鏡劍並ニ遷座セシヲ見ルベシ、

〔神皇正統記崇〕即位六年、己丑の年、神武元年辛酉より、此己丑までは、六百廿九年、神代の鏡造り石凝姥の神の初子を

めして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇の神の初子をして劍をつくらしむ、大和の宇陀の郡にし

て此兩種をうつしあらためられき、護身の璽として同殿に安置す、神代よりの寶鏡、および靈劍

をば皇女豐鍬入姬命につけて、大倭笠縫の邑といふところに神籬を建てわがめ奉らる、これよ

り神宮皇居各別になれりき、

○按ズルニ、崇神天皇ノ朝、造リタマフ所ノ鏡劍ハ、歷世傳ヘタマヘル神器ナリ、大倭ノ笠縫邑

ニ遷シ祭リタマヒシハ、伊勢神宮ノ御正體ノ御鏡ト、熱田神宮ノ御正體ノ御劍トナリ、

〔大和神社註進狀書〕齋部氏家牒